

# 郵便料金の現状等について

平成24年5月22日  
総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課

# 郵便料金の現状等について①

## 郵便料金について(郵便法第3条)

郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

## 料金の届出又は認可(法第67条第1項及び第3項)

種類	主な郵便物の内容	届出・認可の別
第一種郵便物	封書	届出 (25g以下の定形郵便物の料金には上限*あり)
第二種郵便物	はがき	届出 (定形郵便物の最低料金額より低い額)
第三種郵便物	雑誌、新聞	認可
第四種郵便物	通信教育等	認可

\* 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額 ⇒ 現在は80円

(注) 個別の役務の原価によらず、郵便料金収入全体をもって費用全体を償う。

## 料金の変更命令(法第71条)

総務大臣は必要があると認めるときは料金の変更を命ずることができる。

## 審議会諮問(法第73条)

以下については情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が必要。(当該審議会の委員には、消費者団体の代表も含まれている。また、審議会の議事概要や資料は原則公開。)

- ・ 定形郵便物の料金の上限を定める総務省令の制定及び改廃 (パブリックコメントが必要。また、引き上げ時は物価問題に関する関係閣僚会議に付議 (平成23年3月物価担当官会議申合せ))
- ・ 第三種及び第四種郵便物の料金の認可 (引き上げ時は消費者庁に協議)
- ・ 料金等の変更命令

## 郵便料金の現状等について②

### 収支の公表等(法第67条第5項)

郵便事業株式会社は、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告・公表

### 今後の取組

引き続き、決定過程の透明性や消費者参画の確保等に努めていく

### (参考) 郵便料金規制の考え方

- 郵政民営化に伴い、経営の自由度を拡大し、郵便業務の実施主体となる郵便事業株式会社の自主性ができる限り尊重される制度が望ましいことから、原則として郵便に関する料金は届出制とされている。
- 一方、郵便の役務は、ユニバーサルサービスとして、なるべく安い料金で、あまねく、公平に提供されるべき基礎的通信手段の一つ。25g以下の定形郵便物は、最も一般的に利用される基礎的な役務であり、その国民全体に果たしている役割の重要性等を踏まえ、総務省令で料金額の上限（平成15年以降80円と規定）を設定。
- また、政策目的を達成するために低廉な料金を設定している第三種及び第四種郵便物の料金は認可制。
- こうした考え方下での郵便料金については、個別の役務の原価によらず、郵便料金収入全体をもって費用全体を償うとされており、その適正な運用を確保するため、
  - 料金の届出及び認可申請に際しては、料金の算出の根拠に関する説明書及び郵便の役務に関する事業収支見積書の添付
  - 郵便事業の収支の総務大臣への報告、公表
  - 料金の変更命令等が定められている。

### <経緯>

#### ①郵政省・郵政事業庁(～15年3月31日)

料金は原則法定

#### ②日本郵政公社(15年4月1日～19年9月30日)

- ・通常郵便物の料金 ⇒ 認可制
- ・小包郵便物の料金 ⇒ 届出制（郵政民営化後は郵便法の対象外）